

長寿 ー 633
令和2年5月29日

各介護関連施設・事業所 管理者 様

秋田県健康福祉部長
(公印省略)

高齢者施設等に係る新型コロナウイルス感染症への
対策の徹底について（依頼）

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言については、5月25日に全面的に解除されました。
しかしながら、国内における感染が収束したわけではないことから、6月1日以降も、咳エチケットや手洗い・アルコールによる手指消毒はもちろんのこと、次の対策を含めた感染防止対策を徹底していただくよう、改めてお願いいたします。

特にお願いしたい事項

（家族等との面会について）

○家族等の面会を再開する場合には、3密（密閉、密集、密接）の回避、マスク着用、手指消毒や健康チェックなどを徹底する体制を整えるとともに、面会するスペースや飛沫を避ける方法（アクリル板、ビニールカーテンなどの使用や一定の距離を確保するなど）を工夫し、短時間で行うよう協力を求めること。ただし、居室での面会は避け、別室を設けるなどの配慮を行うこと。

（職員の健康管理の徹底について）

○職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。
○職員の県外への移動（訪問など）について、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との往来は6月18日までは真にやむを得ない場合を除き、避けること。また、観光に関しては、6月18日までは県内観光にとどめるとともに、観光地においては人との間隔を確保すること。それ以降も、7月31日までは国内の感染状況に応じて感染を避ける行動をとること。

（外部業者等との接触について）

○外部業者等との接触（物品の受け渡し等）は、玄関など限られた場所で行うよう努めるとともに、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

秋田県健康福祉部長寿社会課
介護保険班 中村、和賀
TEL 018-860-1363
FAX 018-860-3867